

## 最低賃金について

2023年10月1日より、秋田県最低賃金が変更となりますので簡単にご紹介します。あわせて大幅な最低賃金引き上げの支援として業務改善助成金についても簡単にご紹介します。

### 1. 最低賃金

2023年10月1日に最低賃金が以下の通りとなります。

現在の秋田県の最低賃金	→	2023年10月1日以降
853円		897円

### 2. 業務改善助成金

通常の業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）と最低賃金が30円以内で、かつ、賃上げの計画および設備投資等の計画（業務改善の計画）を提出し、内容の審査・交付決定し、計画の実施と結果報告し、受給するものでした。

2023年8月31日から事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援するための「業務改善助成金」が拡充となりました。

- ①対象を事業場内最低賃金と最低賃金の差額が30円以内から、50円以内の事業場に拡大。
- ②事業場規模50人未満の事業者について、特定の期間の賃金引き上げについて、賃金引き上げ後の事後申請を可能とする。（2023年4月1日～12月31日の期間の賃金引き上げについて事後申請を認める。）
- ③最低賃金別助成率の区分となる金額を引き上げる。

※この他に以下の要件いずれかに当てはまる特例事業者は

賃金要件	事業場内最低賃金が950円未満の事業場に係る申請を行う事業者
生産量要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量等の事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が、前年、前々年又は3年前同期に比べ、15%以上減少している事業者
物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的慣行の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率（売上高総利益率又は売上高営業利益率）が、前年同期に比べ、3%ポイント以上低下している事業者

以下の設備投資等の対象経費とすることが可能です。

- 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車
- 貨物自動車
- パソコン、スマートフォン、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入
- （生産性向上等に資する設備投資等に）「関連する経費」

従いまして、従業員数50人未満で、事業場内最低賃金が950円未満の会社では業務改善助成金の利用が簡便となっておりますので最低賃金の引き上げに伴い設備投資等する場合はご検討ください。  
なお、国の予算が限られているようですので予算に達し次第申請の受付を終了するようです。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ [arcept-th@clear.ocn.ne.jp](mailto:arcept-th@clear.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

